

目次

後期基本計画

後期基本計画	2
1. 基本計画の位置付け	3
2. 基本計画の体系	4
3. 3つの“鳥栖スタイル”に沿った施策	5
4. 基本目標を実現するための施策	6
基本目標1 自然との共生を図り、未来へつなぐまち	6
基本目標2 快適な生活を支えるまち	12
基本目標3 安全で安心して暮らせるまち	22
基本目標4 誰もがいきいきと暮らせるまち	28
基本目標5 子どもが心豊かに育つまち	46
基本目標6 活力と賑わいにあふれるまち	54
5. 基本目標を推進するに当たっての考え方	64
6. 土地利用計画	68

資料

資料	71
1. 基本計画審議会委員名簿	72
2. 基本計画の策定についての答申に際して	73
3. 基本計画審査特別委員会委員名簿	74
4. 委員長報告	75
5. 多様な意見の反映	77

後期基本計画

Second term
basic plan

基本計画とは、基本構想に位置付ける将来都市像や基本目標を実現するために、各種施策を体系化し具体的に示したものです。基本計画では、6つの基本目標毎に施策の方向性や主な取組等を示すとともに、基本目標を推進するにあたっての考え方を示しています



将来都市像 「住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち 鳥栖―鳥栖スタイルの深化―」

3つの「鳥栖スタイル」

- ① 住み良さを実感し、誇りにできるまち
- ② 市民がつながり、活躍できるまち
- ③ 九州を繋ぎ、リードするまち

基本目標	施策
1. 自然との共生を図り、未来へつなぐまち	<ul style="list-style-type: none"> 1. 自然環境保全と循環型社会の推進 2. 集い、交流する緑の空間の創出 3. 魅力ある歴史的資源の保存・活用・継承
2. 快適な生活を支えるまち	<ul style="list-style-type: none"> 1. 都市と自然が調和した計画的な土地利用の推進 2. 魅力ある賑わい拠点の形成 3. 社会基盤施設の整備と安定的な維持管理 4. 快適に通行できる幹線道路の整備 5. 分かりやすく、利用しやすい、地域に愛される公共交通の実現
3. 安全で安心して暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> 1. 市民の大切な生命と財産の保全 2. 暮らしの安全と安心の確保 3. 快適な住環境の提供
4. 誰もがいきいきと暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> 1. 心身ともに健やかであるための健康づくり 2. 安心して医療が受けられる体制づくり 3. 認め合い、支え合う高齢者・障害者福祉の推進 4. つながり、支え合う地域福祉の推進 5. 安心と自立を支える社会保障の推進 6. 自己実現の喜びにつながる生涯学習の推進 7. 人権が尊重される社会の実現 8. 男女共同参画社会の実現 9. 多文化共生社会の実現
5. 子どもが心豊かに育つまち	<ul style="list-style-type: none"> 1. 子どもを安心して産み、育てられる環境づくり 2. 未来を創る子どもを育む教育の推進 3. 安全で安心して学べる教育環境づくり 4. 青少年の心豊かな育みの推進
6. 活力と賑わいにあふれるまち	<ul style="list-style-type: none"> 1. 農林業の振興 2. 商工業の振興 3. 観光の振興 4. スポーツの振興 5. 文化芸術の振興

基本目標を推進するに当たっての考え方

- 協働のまちづくり ○効果的・効率的な行政運営の推進 ○持続可能な財政運営の推進

土地利用計画

将来都市像「住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち 鳥栖 – “鳥栖スタイルの深化” –」の実現に向けて、基本構想に位置付ける3つの“鳥栖スタイル”の方向性に沿った施策に取り組んでいきます。

① 住み良さを実感し、誇りにできるまち	
基本目標	施策
1. 自然との共生を図り、未来へつなぐまち	1. 自然環境保全と循環型社会の推進 2. 集い、交流する緑の空間の創出 3. 魅力ある歴史的資源の保存・活用・継承
2. 快適な生活を支えるまち	1. 都市と自然が調和した計画的な土地利用の推進 2. 魅力ある賑わい拠点の形成 3. 社会基盤施設の整備と安定的な維持管理 4. 快適に通行できる幹線道路の整備 5. 分かりやすく、利用しやすい、地域に愛される公共交通の実現
3. 安全で安心して暮らせるまち	1. 市民の大切な生命と財産の保全 2. 暮らしの安全と安心の確保 3. 快適な住環境の提供
4. 誰もがいきいきと暮らせるまち	2. 安心して医療が受けられる体制づくり 6. 自己実現の喜びにつながる生涯学習の推進 7. 人権が尊重される社会の実現 8. 男女共同参画社会の実現 9. 多文化共生社会の実現
5. 子どもが心豊かに育つまち	1. 子どもを安心して産み、育てられる環境づくり 2. 未来を創る子どもを育む教育の推進 3. 安全で安心して学べる教育環境づくり 4. 青少年の心豊かな育みの推進

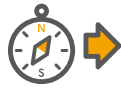
② 市民がつながり、活躍できるまち	
基本目標	施策
4. 誰もがいきいきと暮らせるまち	1. 心身ともに健やかであるための健康づくり 3. 認め合い、支え合う高齢者・障害者福祉の推進 4. つながり、支え合う地域福祉の推進 5. 安心と自立を支える社会保障の推進 6. 自己実現の喜びにつながる生涯学習の推進 7. 人権が尊重される社会の実現 8. 男女共同参画社会の実現 9. 多文化共生社会の実現

③ 九州を繋ぎ、リードするまち	
基本目標	施策
2. 快適な生活を支えるまち	2. 魅力ある賑わい拠点の形成 4. 快適に通行できる幹線道路の整備
6. 活力と賑わいにあふれるまち	1. 農林業の振興 2. 商工業の振興 3. 観光の振興 4. スポーツの振興 5. 文化芸術の振興

基本目標 ① … 自然との共生を図り、未来へつなぐまち

施策 ① 自然環境保全と循環型社会の推進

方針



豊かな水と緑あふれる自然環境、快適で住みよい生活環境、地球環境を守り育てることで子どもたちへ引き継ぎます。また、3R（減らす、繰り返し使う、再資源化する）を実践し、限られた資源を有効利用することで、循環型社会の構築を目指します。



現状と課題



- 市内全小学校や各町区における環境教育・環境講座やまちづくり推進協議会と連携した定期的な環境美化活動に取り組んでいます。今後は、近年増加している外国人住民をはじめ、これまでアプローチできていない層が身近な自然・環境への関心を持てるよう、裾野を広げるための取組を行っていく必要があります。
- 近年、全国各地で発生している台風や大雨等による自然災害は、地球温暖化に伴う気候変動による影響と考えられています。このため、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスである二酸化炭素などの排出量を抑制する取組を進めていく必要があります。
- プラスチック製買物袋の有料化など日常生活への影響もあり、環境への関心が高まっている一方で、市内の資源回収推進団体や町区での資源物コンテナ分別収集による資源物の回収量は減少し、リサイクル率は低迷しています。資源物の使用量減少が一因として考えられますが、要因を分析し、取り組み内容の改善・適切な評価をしていく必要があります。
- 高齢や障害などによりごみ集積所までのごみ出しが困難な高齢者等に対してのごみ出しの方法についても考えていく必要があります。
- ゼロカーボンの実現に向け、ソフトの啓発事業を中心に進めてきた取組をさらにステージアップさせるため、更なる省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入などを行う必要があります。
- 環境問題は日常生活や事業活動に起因するものが多く、市民一人ひとりの環境問題への意識醸成とともに、循環型社会への対応に取り組んでいく必要があります。

主な取組



自然・環境保全活動の推進

市民や事業者が自然・環境について学ぶとともに、自然と触れ合う機会の創出に取り組みます。また、市民等との連携による環境保全や環境美化の活動に取り組みます。

地球温暖化対策の推進

地球温暖化の原因とされる温室効果ガスを抑制するための対策に取り組みます。

ごみ減量とリサイクルの推進

ごみの減量化や、資源物の分別収集によるリサイクルに取り組みます。

指 標



	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
市民1人当たりのCO ₂ 排出量	7.9t/年	6.3t/年
市民1人1日当たりの資源物以外のごみ排出量	539g	496g
リサイクル率 ^{※14}	23.3%	25.0%
ゼロカーボンに関する啓発実施回数	7件/年	40件（5年間累計）

¹⁴（資源化量＋集団回収量）÷（ごみ総排出量＋集団回収量）×100

集団回収量：子ども会などの資源回収団体の活動（廃品回収等）による資源物回収量

基本目標 ① … 自然との共生を図り、未来へつなぐまち

施策 ② 集い、交流する緑の空間の創出

方針



誰もが楽しく集い、交流できる公園などの適切な整備・管理を推進します。



現状と課題



- 公園などは、市民が集い交流する空間ですが、遊具等の公園施設の老朽化が進み、安全性の確保が求められています。そのため、定期的に点検を行い、老朽化した公園施設の更新や修繕などに取り組んでいく必要があります。
- 地元町区やボランティア団体などの協力により、緑の保全や活用などに取り組んでいますが、主体的に活動するボランティア団体の減少が課題となっていることから、気軽に市民が取り組みやすい仕組み・機会づくりに取り組んでいく必要があります。
- 市を代表する祭りやイベント会場として活用されるなど、多くの人々に利用されている中央公園は、中心市街地に立地しながら、遊具やトイレ等の公園施設の老朽化が課題となっています。そのため、中心市街地の賑わいに寄与する公園として、また、その立地特性を考慮したPark-PFIなど官民連携の検討を踏まえた再整備が求められています。
- 市民公園は、サガン鳥栖U-15練習場環境整備にあわせ、公園の再整備計画を策定しました。同計画に基づき、総合公園として多くの人々に休息、散歩、運動などを楽しんでもらえる施設整備に取り組んでいく必要があります。

主な取組



公園などの整備と適正管理

遊具を含む公園施設について、安全性の確保を徹底するとともに、必要に応じた設備の充実や更新などに取り組みます。

指 標



現状（令和6年度）

目標（令和12年度）

公園施設の更新等を行う箇所数
（施設数）^{※15}

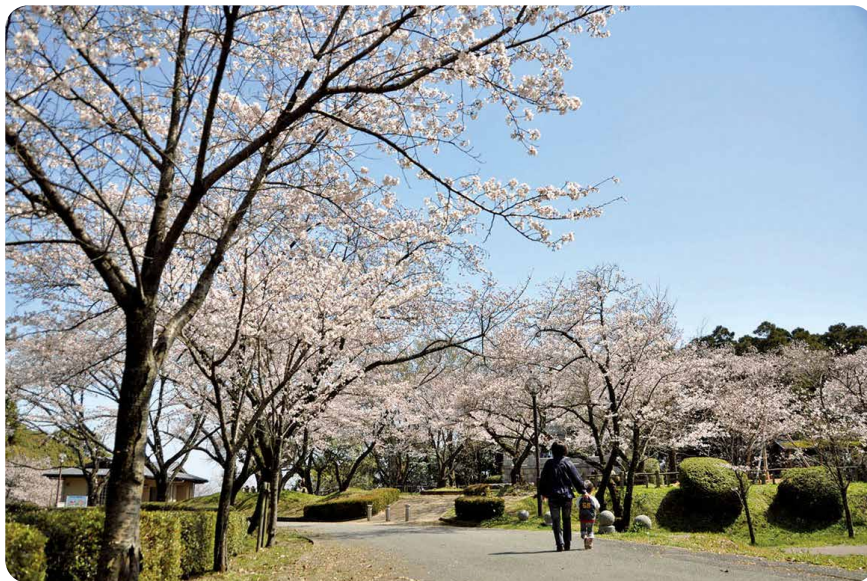
175箇所

240箇所

市民公園利用者数^{※16}

106,000人/年

127,000人/年



¹⁵ 都市公園の、劣化が著しく、国の交付金等を活用して更新等を行う必要のある全公園施設数 240箇所
なお、公園施設長寿命化計画は令和10年度に見直し予定であり公園施設数は増加する見込み

¹⁶ 現状は令和6年度調査

基本目標 ① … 自然との共生を図り、未来へつなぐまち

施策 ③ 魅力ある歴史的資源の保存・活用・継承

方針



市民一人ひとりが地域の歴史や文化に誇りと愛着を持ち、伝統を守り、活かし、伝えられるよう、歴史的資源の適切な保存・活用を推進します。



現状と課題



- 本市に数多く存在する貴重な文化財や伝統芸能等の歴史的資源の多くは認知度が低い
ため、幅広い年齢層向けの周知活動や、観光資源等と連携した訪問促進等により、市内外で
認知拡大していく必要があります。
- また、伝統芸能等においては後継者不足が課題となっており、継承する人材の確保・育成な
ど、保存・活用のための支援が必要です。

主な取組



歴史的資源の保護と積極的な活用

勝尾城筑紫氏遺跡をはじめとして、歴史的資源を保護し、次の世代へ継承するとともに、市内外へのPRや、市民がこれらに触れる機会を提供するなどその活用を進めます。また、民俗芸能の保存・伝承等歴史的資源を保護・活用する市民や事業者の取り組みを支援します。さらに、指定文化財等だけでなく、未指定の文化財等を含めた鳥栖地域の歴史的資源を一体的に保存・活用していく取り組みを進めます。

指 標



現状（令和6年度）

目標（令和12年度）

講座・見学会等の件数及び参加者数

32件/年
15,192人/年35件/年
17,000人/年

文化財等の指定・登録件数

44件

46件

基本目標 ② … 快適な生活を支えるまち

施策 ① 都市と自然が調和した計画的な土地利用の推進

方針



都市機能と自然環境が調和した持続可能な都市形成を図ります。



現状と課題



- 土地利用の現状や動向を踏まえ、用途地域等の見直しや市街化調整区域の既存集落の維持・活性化を図る50戸連たん制度、市街化調整区域における一定の区域で、都市的土地利用への転換を図る地区計画制度の運用を行っています。今後は、都市のより持続的な発展が可能となるよう、無秩序な市街地の拡大を抑制しつつ、計画的かつ健全な土地利用を進めていく必要があります。

主な取組



計画的かつ健全な土地利用の推進

適正な市街地の規模・用途による土地利用を行うことで、コンパクトで効率的な市街地の形成を図ります。

市街化区域は、立地適正化計画の運用などによる都市機能の適正な配置や建築物等の適切な誘導により、市街地の居住密度の維持・向上、地域特性に応じた快適な居住環境の形成を図ります。

市街化調整区域は、農地や山林等の自然環境を適切に保全しつつ、拠点性が高い一定の区域については、地区計画制度の運用によって都市的土地利用への転換を図ります。

指標



	現状(令和6年度)	目標((令和12年)
市街化区域の人口密度 ^{※17}	3,641人/km ²	3,696人/km ²
市街化調整区域における地区計画数	0件	6件

¹⁷ 市街化区域の人口 (R6) 68,235 人 ÷ 市街化区域面積 18.74km²

基本目標 ② … 快適な生活を支えるまち

施策 ② 魅力ある賑わい拠点の形成

方針



鳥栖駅と新鳥栖駅を軸とした賑わいと活力にあふれた拠点形成を推進します。



現状と課題



- 鳥栖駅周辺は、鳥栖スタジアムなどの集客施設が立地するなど中心市街地としての機能を有している一方で、東西市街地の連続性や駅周辺の利便性向上が課題となっています。
- 九州新幹線西九州ルートの部分開業により、新鳥栖駅の観光・交流拠点としての価値が高まったことから、新鳥栖駅の広域的な拠点性を活かす機能誘導が求められます。
- 中心市街地においては、ライフスタイルの変化にあわせ、日常の生活の利便性を確保していくことはもちろん、本市に住むあらゆる世代を惹きつけ楽しめる、魅力ある空間を形成する必要があります。中心市街地を本市の核にふさわしい、人々が集い、賑わう場所としてさらに活性化させていく必要があります。

主な取組



鳥栖駅を軸とした賑わい
拠点の形成

鳥栖駅周辺は、回遊性を高めること等で、賑わいある拠点の形成を目指します。

新鳥栖駅を軸とした賑わい
拠点の形成

新鳥栖駅周辺は、九州全域を視野に入れた本市の玄関口であり、多くの人が集まる広域交流拠点として、九州における観光やビジネス等の広域的な視点から、魅力ある拠点形成を目指します。

中心市街地の活性化

人・モノ・情報が集まる魅力ある賑わい拠点にふさわしい中心市街地の活性化に取り組みます。

指 標



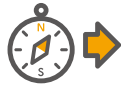
	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
鳥栖駅利用者数	12,950人/日 (令和5年度)	13,250人/日 (令和11年度推計)
新鳥栖駅利用者数	3,872人/日 (令和5年度)	4,740人/日 (令和11年度推計)
中心商店街通行量 (商店街15地点での平日及び休日の2日間) ^{※18}	23,476人	25,000人

¹⁸ 市内中心商店街（本通町、大正町、東町）の定点調査。歩行者、自転車、バイクの通行量を平日、休日とも10時～20時に調査し、合計した数。

基本目標 ② … 快適な生活を支えるまち

施策 ③ 社会基盤施設の整備と安定的な維持管理

方針



市民の快適な生活を支える生活道路や上下水道施設などの社会基盤施設を整備し、安定的に維持・管理します。



現状と課題



- 地域のニーズ等に応じた生活道路の整備を行っていますが、道路幅員が狭い住宅地が存在しており、生活道路の幅員確保を行っていく必要があります。また、近年頻発している自然災害などの状況を鑑みて、災害に強い安全な生活道路の確保が求められています。
- 高品質な水道水の安定供給のため、導水管や配水管（幹線）を含む水道施設の更新及び耐震化に取り組んでいますが、今後も施設の経年劣化等による老朽化が進むため、計画的で効率的な更新を行っていく必要があります。また、水道は市民生活に欠かせない重要なライフラインであり、地震や浸水といった災害にも強い水道の確保が求められています。
- 生活排水の適正処理のため、下水道施設のストックマネジメントや耐震化及び耐水化を図るとともに、予防保全的な維持管理に取り組む必要があります。

主な取組



生活道路・道路施設の整備

歩行者・自転車・自動車が安全で安心して通行できるよう道路環境の整備・改善を図るとともに、老朽化する橋梁等の道路施設の効果的・効率的な整備に取り組みます。

安定供給と高品質化のための水道施設の整備

適正な浄水処理と水質の管理により、安全で高品質な水道水を安定供給するとともに、老朽化した水道施設の計画的な更新及び耐震化により、災害に強い水道施設の整備に取り組みます。

適正処理のための下水道施設の整備

生活排水の適正処理を継続的に行えるよう、予防保全的な維持管理を実施するため、上下水道耐震化計画に基づく耐震化を行い、下水道施設の強化を図ります。

指標



	現状(令和6年度)	目標(令和12年度)
舗装長寿命化修繕計画に基づく舗装打ち替え延長距離 ^{※19}	2.2km	5.0km
危険度の高い橋梁(跨道橋・跨線橋・水門橋)の修繕工事数 ^{※20}	16橋	18橋
下水道施設(処理場)耐震化率 ^{※21}	94%	100%
下水道施設(管きょ)耐震化率 ^{※22}	25%	27%
水道基幹管路耐震適合率 ^{※23}	51%	55%
水道配水池耐震化率 ^{※24}	36.4%	63.6%
水質管理指標の達成率 ^{※25}	96.5%	100%

¹⁹ 舗装長寿命化修繕計画に基づく舗装打ち替え総延長(補助金分)は5km

²⁰ 橋梁長寿命化計画に基づく危険度の高い橋梁(跨道橋・跨線橋・水門橋)は全25橋

²¹ 耐震化済設備数(箇所)÷鳥栖市上下水道耐震化計画に位置付けられた処理場の設備数(18箇所)

²² 耐震化済下水道管きょ延長(km)÷鳥栖市上下水道耐震化計画に位置付けられた下水道管きょ延長(49km)

²³ 基幹管路耐震適合性管延長(m)÷基幹管路総延長(20,838m)

²⁴ 耐震化済配水池有効容量(千m³)÷対象全施設配水池有効容量(16.5千m³)

²⁵ 各項目(管理指標8項目)ごとの達成率を平均したもの。各項目ごとの達成率(%)=各項目で管理指標値を達成した回数÷検査回数

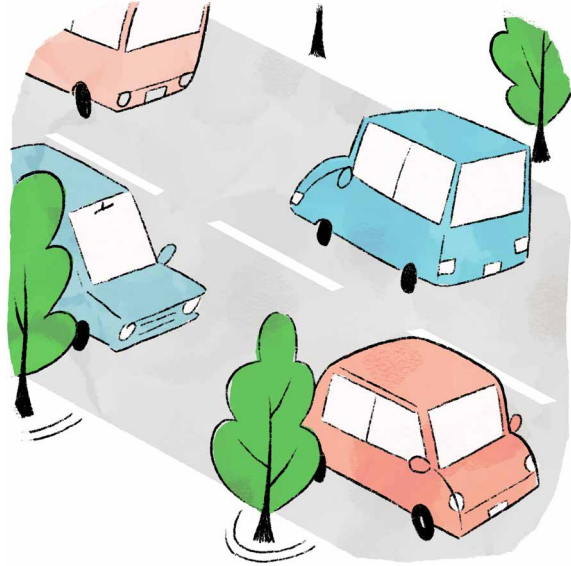
基本目標 ② … 快適な生活を支えるまち

施策 ④ 快適に通行できる幹線道路の整備

方針



交通渋滞が緩和され、車両が快適に通行できる幹線道路の整備を促進します。



現状と課題



- 市内を通る国道3号、34号、県道等の主要な幹線道路では、慢性的な交通混雑が発生しており、通過交通が生活道路に進入するなど市民生活に大きな影響を及ぼしています。
- 幹線道路においては、交通混雑解消のための道路拡幅工事などが着々と進められており、道路ネットワークの連携強化のため、早期完了が求められています。
- 九州縦貫自動車道において整備が進められていました「小郡鳥栖南スマートインターチェンジ」の開通により、交通混雑の緩和や沿線の物流の効率化などの効果が期待されます。
- 九州横断自動車道（長崎自動車道）においては、スマートインターチェンジ接続の可能性として「山浦スマートインターチェンジ（仮称）」の検証を進めています。

主な取組



機能を重視した道路整備の推進

市街地内における円滑な交通処理等に向けた道路新設改良などの効率的で計画的な道路整備を行います。

国道・県道の整備促進

国・県と連携し、広域ネットワークを構築しながら、主要交通結節点へのアクセス改善、交通渋滞の緩和に取り組みます。

指標



現状（令和6年度）

目標（令和12年度）

都市計画道路の整備率^{※26}

76.0%

77.9%

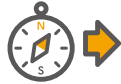


²⁶ 整備済み都市計画道路延長÷都市計画道路総延長

基本目標 ② … 快適な生活を支えるまち

施策 ⑤ 分かりやすく、利用しやすい、地域に愛される公共交通の実現

方針



市民が分かりやすく、利用しやすい持続可能な公共交通を目指します。



現状と課題



- 路線バスやミニバスにおいては、コロナ禍による利用減少と運転士不足によりサービス低下が懸念されていることから、地域の現状や利用実態を踏まえながら最適化に取り組み、持続可能性を高める必要があります。
- 令和7年3月に策定した地域公共交通計画に基づき、持続可能な公共交通網を確保するために、路線・ダイヤの見直し等を定める具体的な事業計画となる鳥栖市地域公共交通利便増進実施計画を策定しています。
- 令和7年11月より予約型乗合タクシーの実証運行を実施し、その結果により本格運行に向けた準備を行う必要があります。

主な取組



地域公共交通網の再構築

市内生活路線の運行を行う乗合バス事業者に対し補助金を交付し、バス路線の維持を図ります。また、必要に応じて路線やダイヤ等の見直しを行い利用者の増加を目指します。

交通弱者の移動手段の確保

鳥栖・田代・基里・旭地区の一部で、定時定路線方式のミニバスによる循環運行を行います。また、鳥栖市地域公共交通計画に基づき、より便利で快適に移動できる効率性の高い公共交通網の実現を目指すため、予約型乗合タクシーの実証運行・導入検討に取り組みます。

指標



現状（令和6年度）

目標（令和12年度）

路線バス市内線の
便平均人数

5.1人/便

5.6人/便

ミニバスの便平均人数

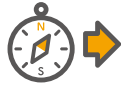
4.3人/便

4.9人/便

基本目標 ③ … 安全で安心して暮らせるまち

施策 ① 市民の大切な生命と財産の保全

方針



市民の生命と財産を守るため、防災・減災対策などあらゆるリスクに対応できる体制づくりを推進します。



現状と課題



- 令和2年7月豪雨、令和3年8月豪雨などの線状降水帯や数日間に及ぶ長雨、大型台風の接近などの風水害が発生しており、いつ甚大な被害をもたらす災害が起きるか予測できない状況の中で、「自助」「共助」による取組を広く市民が認識し、地域の防災力を向上できるよう引き続き啓発を行うとともに、災害発生時に迅速で的確な対応ができる体制づくりに取り組んでいく必要があります。
- 令和6年能登半島地震では、生活物資の不足やトイレ問題などが深刻化したことから、避難所等で使用する備蓄品や生活用水の確保等に努めるとともに、市民が「自らの命は自らが守る」という防災の基本となる考えを持って家庭での備蓄に取り組み、災害を乗り越えていくことができる防災意識を醸成していく必要があります。
- 本市では大雨による道路の冠水や住宅地等の浸水被害が発生しており、雨水整備事業等を推進することで水害による被害を最小限に抑えるとともに、適切な維持・保全を続けていく必要があります。
- 火災発生時、消防機関による消火活動が迅速に行われるよう、消防水利施設の増設を行っており、今後も消防署、消防団と連携しながら消防体制の強化を図っていく必要があります。

主な取組



防災・減災対策の推進

自主防災組織による防災訓練の実施等市民一人ひとりが防災意識を高めるとともに、避難環境を備え、避難行動要支援者への対策など、関係機関との連携・協力のもと、地域と一体となった防災力の向上に取り組みます。

災害発生のおそれのある時や災害発生時に、災害情報を迅速かつ的確に伝達できるよう、多様な情報伝達手段の充実を図ります。

継続した雨水整備を進めるとともに、大雨による道路の冠水や浸水被害等が発生するおそれのある箇所を中心に、河川や水路の浚渫や改修等に取り組みます。

防火対策の推進

火災発生時に迅速かつ的確な対応が行えるよう、消防水利施設の設置等や、消防署・消防団と連携しながら消防体制の強化に取り組みます。

指標



	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
防災士資格取得者数	105人	153人
自主防災組織を結成している割合 ^{※27}	82%	100%
浸水実績箇所における対応箇所数 ^{※28}	12か所	15か所
消防水利施設（消火栓）の設置数	1,066箇所	1,090箇所

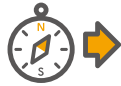
²⁷ 自主防災組織結成数÷全行政区数

²⁸ 浸水実績箇所における対応予定箇所は20箇所

基本目標 ③ … 安全で安心して暮らせるまち

施策 ② 暮らしの安全と安心の確保

方針



市民の暮らしの安全と安心を確保するため、防犯対策、交通安全対策、消費者被害対策を推進します。



現状と課題



- 全国的に、犯罪の凶悪化や手口の多様化により、子どもや高齢者といった社会的弱者が巻き込まれる状況が発生しています。本市では、市民の協力のもと、子どもたちが危急の際に駆け込める「子ども110番の家」を設置していますが、近年は減少傾向にあるため、子どもの安全を確保するための理解を促し、協力を仰いでいく必要があります。
- 本市は、幹線道路を中心に交通量が多く、慢性的な交通混雑や交通事故が発生しています。また、近年では高齢ドライバーによる事故やあおり運転などの危険行為も全国的な問題となっており、より一層の交通安全対策を講じる必要があります。
- 本市では、交通事故の危険性が高い箇所へのガードレール、カーブミラー等の設置を進めており、交通事故を未然に防ぐために、今後も交通安全施設を充実させる必要があります。
- 全国的に、高齢化の進行、成人年齢の引下げ、単身世帯の増加等に伴い消費者トラブルに巻き込まれやすく、また、誰にも相談できず1人で抱え込んでしまうことによる消費者トラブルの深刻化が懸念されています。本市においても、相談の多様化、複雑化により相談対応が長期化しています。多様化・複雑化する消費生活相談に対応できるよう、誰もが利用しやすい相談体制の充実と、市民一人ひとりが消費生活に関する知識を深め消費者トラブルを未然に防ぐための消費者教育・啓発に取り組む必要があります。

主な取組



防犯対策の推進

日常生活の中でできる防犯対策等について、ホームページや広報紙を通じた情報発信を充実させ、市民一人ひとりの防犯意欲の向上に取り組みます。
まちづくり推進協議会や警察等の関係機関と連携するとともに、ながら防犯活動等を通し、地域の自主的な防犯活動の充実を図ります。
LED防犯灯や防犯カメラの設置など、犯罪の抑止や安心できる生活環境の整備に取り組みます。

交通安全対策の推進

幼児・児童や高齢者、外国人住民を対象とした交通安全教室の開催や啓発活動を行い、市民一人ひとりの交通安全意識の向上に取り組みます。また、運転者と歩行者が安全に安心して通行できるよう、地域のニーズや緊急性、効果等を踏まえながら、交通安全施設の整備を行います。さらに、関係機関と連携しながら交通事故の危険性が高い箇所の対策に取り組みます。

消費者被害対策の推進

若年者や高齢者への消費者教育・啓発の充実とともに、地域や消費生活メイトとの連携による見守りネットワークの構築等により、消費者トラブルの未然防止を進めます。また、佐賀県消費生活センターや関係機関等と連携し、多様化する相談内容に対応できるよう相談窓口の充実を図るとともに、相談窓口の周知に取り組みます。

指 標



	現状(令和6年度)	目標(令和12年度)
交通事故発生件数	243件/年	195件/年
ながら防犯活動登録者数	—	1,000人
消費者啓発に関する活動・ 出前講座等の実施回数	17回/年	25回/年
危険性の高い交差点等における対応箇所数 ^{※29}	25箇所	35箇所

²⁹ 危険性の高い交差点等における対応予定箇所35箇所全てを令和12年度までに実施する

基本目標 ③ … 安全で安心して暮らせるまち

施策 ③ 快適な住環境の提供

方針



市民が安全で安心して快適に暮らせる住環境を確保・提供します。



現状と課題



- 住宅セーフティネットの中核として重要な役割を担う市営住宅においては、計画的な改修による長寿命化や居住性の向上に努めています。一方で、既に耐用年数を超過している市営住宅においては、改築・廃止等も含め、管理方針を検討する必要があります。
- 高齢者や障害がある人など、住宅確保要配慮者に対して市営住宅への入居支援を行っています。また、社会情勢の変化にあわせて「新たな住宅セーフティネット制度」に基づく、民間賃貸住宅の活用についての検討を行う必要があります。
- 「鳥栖市空き家等対策計画」に基づき、空き家等の適正な管理や活用、流通を促進しています。「空き家バンク」により空き家の利活用や流通を促し、危険な空き家については除却を促進させる取組を進めていくことが求められます。
- 今日までの人口増加に寄与してきた子育て世代の移住・定住の流れを持続させるため、「鳥栖で暮らしたい」と思える環境の整備が求められます。あわせて、本市への移住・定住を促進するイメージ戦略を検討する必要があります。

主な取組



良質な住宅の供給と多様な居住ニーズへの対応

市営住宅の計画的な改修とともに、必要に応じて改築・廃止を含め、管理方針を検討します。住宅確保要配慮者向けの特定目的住宅を継続し、民間賃貸住宅の活用について検討を行います。

空き家等対策の推進

適正に管理されない空き家等の発生を未然に防ぐために情報発信を推進します。また、空き家等の所有者等へ適正な管理の助言・指導を行うとともに、空き家の利活用・流通、危険な空き家等の除却を促進します。

空き家等対策の推進

定住人口の拡大に向けて、本市への転入者が多い自治体や年齢層など、ターゲットを絞り戦略的に本市の優位性をアピールし、認知の拡大による移住者の獲得を進めます。

指 標



	現状(令和6年度)	目標(令和12年度)
市営住宅浴室給湯設備 設置戸数	322戸	354戸
除却に至った不良住宅等の 空き家数	92件	140件
人口の社会増の維持	333人/年	1,600人 (5年間累計)

基本目標 ④ … 誰もがいきいきと暮らせるまち

施策 ① 心身ともに健やかであるための健康づくり

方針



市民が健康への意識を高め、心身ともに健やかで心豊かに生活できるよう、健康づくりを推進します。



現状と課題



- 本市では妊娠期（胎児期）から高齢期までのライフステージに沿った健康増進計画「うららトス21プラン」を策定し、市民の健康増進に取り組む一方で、多種多様なライフスタイルに応じ、市民一人ひとりが自分の健康状態に応じた健康づくりの取組を選択できるように支援することが重要です。
- 高齢化の進行に伴い、生活習慣病の重症化による要介護状態を予防するために、健診・医療・介護データを一体的に分析することで対象者を把握し、適切かつ効果的な保健事業、介護予防事業を実施していく必要があります。

主な取組



健康づくりの推進・啓発

自主的な健康づくりに取り組めるような環境整備を図り、うららトス21プランに基づき、ライフステージに合わせた心身の健康づくりの推進・啓発に取り組みます。

生活習慣病の発症や重症化予防対策の推進

生活習慣病の発症と重症化を予防するためにも、健診の受診率の向上や健康的な生活習慣に向けた保健指導、介護予防に取り組みます。

指 標



	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
特定保健指導実施率 ^{※30}	73.1%	79.0%
メタボリックシンドローム該当者・予備軍の減少 ^{※31}	ヘルスアップ健康診査 8.5% 特定健康診査 34.2%	ヘルスアップ健康診査 8.2 特定健康診査 34.0%

³⁰ 特定保健指導の終了者数÷特定保健指導の対象者数

³¹ 内臓脂肪症候群該当者割合および内臓脂肪症候群予備軍者割合の合計の減少
メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

該当者・・・腹囲が男性 85 cm、女性 90 cm以上で、3つの項目（血中脂質、血圧、血糖）のうち2つの項目に該当する者

予備軍・・・腹囲が男性 85 cm、女性 90 cm以上で、3つの項目（血中脂質、血圧、血糖）のうち1つの項目に該当する者

○特定健診

内臓脂肪症候群該当者割合＝内臓脂肪症候群該当者数÷特定健康診査受診者数

内臓脂肪症候群予備軍者の割合＝内臓脂肪症候群予備軍者数÷特定健康診査受診者数

○ヘルスアップ健康診査

内臓脂肪症候群該当者割合＝内臓脂肪症候群該当者数÷ヘルスアップ健康診査受診者数

内臓脂肪症候群予備軍者の割合＝内臓脂肪症候群予備軍者数÷ヘルスアップ健康診査受診者数

基本目標 ④ … 誰もがいきいきと暮らせるまち

施策 ② 安心して医療が受けられる体制づくり

方針



いつでも良質で適切な医療サービスが受けられる体制づくりを推進します。



現状と課題



- 高齢化や核家族化、疾病構造の変化に伴い患者のニーズは多様化しており、必要な時に安心して医療を受けることができる救急医療体制の充実が必要となっています。また、病気や健康の不安について気軽に相談できるよう、「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局」の推進を図っていく必要があります。

主な取組



救急医療体制の確保と地域医療体制の構築

休日医療や夜間の小児救急医療の確保に取り組めます。

また、「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局」の定着に取り組んでいきます。

指 標



現状（令和6年度）

目標（令和12年度）

休日や夜間における
小児救急医療機関

2か所

2か所

基本目標 ④ … 誰もがいきいきと暮らせるまち

施策 ③ 認め合い、支え合う高齢者・障害者福祉の推進

方針



高齢者や障害者が、自分らしく健康で社会参加ができ、生きがいをもって暮らせる環境づくりを推進します。



現状と課題



- 高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って安心して暮らし続けるために、社会参加の促進、介護予防と担い手育成の推進を図っていく必要があります。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す必要があります。
- 「居宅介護」や施設での「短期入所」などの福祉サービスの充実に取り組んでおり、障害のある人に対して、地域での主体的な生活や社会参加を促しています。また、障害のある人を支える家族に対しての支援も行っており、これらは障害のある人が主体的な社会生活を送るうえで必要不可欠な支援となっています。
- 住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域の人たちとの円滑なコミュニケーションが大切ですが、耳が聞こえない、声が出ないなどの障害により意思疎通に困難を抱えている人もいます。本市では、鳥栖市手話言語条例に基づき、こうした障害を抱えた人たちのことを理解し、必要な支援を行っていくことが求められています。
- 近年、福祉に関する相談件数は増加の一途をたどるとともに、相談内容も複雑化しニーズも多様化しています。一方で、福祉の担い手は不足しており、人材の確保、育成や体制の強化について、取り組む必要があります。

主な取組



高齢者の地域参加と健康づくりの推進

住み慣れた地域で、できるかぎり主体的な日常生活を営むことができるよう、高齢者の社会参加・生きがいをづくりに取り組みます。
また、介護予防活動への参加促進や担い手の育成など、高齢者の健康づくりを推進します。

高齢者の住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進

地域包括支援センターと協働し、高齢者の見守りや支え合いの体制の充実に取り組みます。
また、高齢者やその家族の支援などを推進し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

障害者の自立支援の推進

障害福祉サービスの提供体制の整備に努めるとともに、当事者や家族への支援を行い、障害者の主体的な生活の支援に取り組みます。

障害者の生活支援の推進と社会参加の促進

多様化・複雑化する相談の受け入れ体制を強化するとともに、障害に対する理解促進に取り組みます。また、移動やコミュニケーションの障壁を解消できるよう支援することで、障害者の社会参加の促進に取り組みます。

指標



	現状(令和6年度)	目標(令和12年度)
認知機能検査実施の延べ人数	—	750人(5年間累計)
認知症サポーター養成講座の延べ受講者数	9,974人	15,500人
一般就労移行者数 ^{※32}	17人/月(のべ206人)	20人/月(のべ240人)

³² 一般企業等への就労を目指し、障害サービスの就労移行支援を受けている方の数

基本目標 ④ … 誰もがいきいきと暮らせるまち

施策 ④ つながり、支え合う地域福祉の推進

方針



住み慣れた地域で、市民や支援を行う関係機関などが連携し、必要な支援が包括的に提供される体制づくりを推進します。



現状と課題



- 対象者別・機能別に整備された公的支援について、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えたり、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。
- 社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す「地域共生社会」の考え方に注目し、人と人の距離が近く、つながりが強いまちを目指す必要があります。

主な取組



地域共生と地域福祉活動の推進

多様な主体と連携し、一人ひとりに寄り添った相談支援や社会参加・地域づくりに向けて、地域資源を活用し、地域や各種団体などと連携を図り、多様な福祉ニーズに対応したサービスの提供に取り組みます。また、福祉ボランティアの人材育成と活動の推進に取り組みます。

指標



現状(令和6年度)

目標(令和12年度)

ふれあい・いきいきサロン開催回数

862回/年

4,500回(5年間累計)

福祉講座・講演会等の開催回数

4回/年

20回(5年間累計)



基本目標 ④ … 誰もがいきいきと暮らせるまち

施策 ⑤ 安心と自立を支える社会保障の推進

方針



みんなで支え合う相互扶助の考え方を基本に、市民一人ひとりが健康で安心して主体的な生活を送ることができるよう、適正な社会保障制度を推進します。



現状と課題



- 国民健康保険や介護保険などの社会保障制度は、相互扶助の考えのもと、安心して主体的な生活を支えるものであり、その理解促進と意識啓発の重要性が再認識されているところです。また、制度の安定的な運営のため、病気等の予防が重要であり、医療費の適正化を図っていく必要があります。
- 生活保護については、保護の適正な実施とともに就労支援などの自立に向けた支援の充実を図っていく必要があります。

主な取組



国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の適正実施

医療保険制度や介護保険制度の安定的な運営に努め、各種保険制度の理解促進や意識啓発に取り組むことで、みんなで支え合う相互扶助の考えの浸透を図ります。

医療費の適正化の推進

病気の早期発見や早期治療につながるよう特定健康診査や特定保健指導等を実施し、被保険者の健康増進や疾病予防の意識啓発に取り組むことで医療費の適正化を図ります。

生活保護の適正実施と自立支援の推進

実態調査等による保護要因の的確な把握等により、適正な保護を実施するとともに、被保護者や生活困窮者に対する就労支援、債務整理や家計改善などの自立に向けた支援に取り組めます。

指標



現状（令和元年度）

目標（令和7年度）

特定健康診査受診率

46.2%

60.0%

ハローワークと連携した
就労支援対象者のうち、
就労した者の数^{*33}

15人/年

75人（5年間累計）

³³ 特定健康診査受診者数÷特定健康診査対象者数

基本目標 ④ … 誰もがいきいきと暮らせるまち

施策 ⑥ 自己実現の喜びにつながる生涯学習の推進

方針



生涯にわたって主体的に学習することで、自己実現の喜びにつなげ、いきいきと心豊かに暮らせる環境づくりを推進します。



現状と課題



- 各地区まちづくり推進センターや生涯学習センターにおいて、様々な主催講座を開催し、生涯学習機会の提供に取り組んでいます。各種団体等との連携を深めながら、魅力ある生涯学習機会の提供に取り組んでいく必要があります。より多くの市民に参加できるよう、各地区講座に独自性を持ち、年代に合わせて講座内容を考案するなど工夫を凝らして開催しています。
- 生涯学習センター、図書館等においては、まちづくり推進センターとは違う、市民の新たなニーズに合わせた独自の新たな視点での講座を企画していくことで、魅力ある生涯学習機会の提供に取り組む必要があります。
- まちづくり推進センターについては、子ども・若者を含め、誰もが気軽に利用できる地域住民の居場所として、さらなる利活用が求められています。

主な取組



学習機会創出の推進

多様化する市民の学習ニーズに対して、必要な情報を収集・発信するとともに、まちづくり推進センターや生涯学習センター、図書館等の施設を活用して市民の学習活動の支援に取り組みます。

社会教育活動の支援

市民の社会教育に関する事業を行う団体に対し、活動の場を提供するとともに活動の支援に取り組みます。

まちづくり推進センターのさらなる利活用

誰もが気軽に利用しやすい環境づくりを進め、まちづくり推進センターが地域住民の居場所となり、地域コミュニティが更に広がっていくよう利活用の促進に取り組みます。

指標



現状（令和6年度）

目標（令和12年度）

主催講座数

655教室/年

3,100教室（5年間累計）

まちづくり推進センター利用者数

154,470人/年

160,000人/年

図書館資料貸出利用者数

84,890人/年

110,000人/年



基本目標 ④ … 誰もがいきいきと暮らせるまち

施策 ⑦ 人権が尊重される社会の実現

方針



一人ひとりが互いの人権を認め合い、尊重し合える環境づくりを推進します。

人権啓発講演会



現状と課題



- 本市では、同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、LGBTQ+などに関する様々な人権問題の解決を行政施策の重要な課題として取り組んできています。人権に関する教育・啓発は、県や学校、地域社会、職場など多くの関係機関・団体等との連携のもとで進められていますが、いまだに多くの課題が残されています。

主な取組



人権に関する教育・啓発^{※34}
の推進

市民一人ひとりが人権に対する考えを正しく理解・認識し、意識の向上を図るため、講演会や研修会、学校での人権教育など、幅広い層に向けた教育・啓発に取り組みます。

指 標



現状（令和6年度）

目標（令和12年度）

人権問題に関する
学習会や研修会の参加者数

3,470人/年

3,500人/年



³⁴ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう」と規定されている。

基本目標 ④ … 誰もがいきいきと暮らせるまち

施策 ⑧ 男女共同参画社会の実現

方針



性別にかかわらず、お互いが個性や考え方を理解し、認め合い、自分らしく生きることのできる環境づくりを推進します。



現状と課題



- 社会情勢やニーズに合わせた多様なセミナーを開催し、男女共同参画の意識醸成を図っています。一方で、年齢が高くなるほど固定的な役割分担意識は依然として根強く残っているため、今後も継続した意識啓発・理解促進の取り組みを行っていく必要があります。
- 育児休業制度の法改正等に伴い、男性が家事育児に参加しやすい環境が整えられ、男性の育児休業取得率も上昇しています。性別を問わず家事育児参画を推進していくためには、働き方や社会の意識や制度の変革を推進していく取り組みを行っていく必要があります。
- 配偶者やパートナーからの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害です。また、このことは、個人の尊厳をなくし、男女平等を実現する大きな妨げになっています。DVやハラスメント等の暴力の防止に向けた意識啓発・理解促進に努めるとともに、被害者に対する相談体制と支援の充実に取り組んでいく必要があります。

主な取組



男女共同参画の推進

性別にかかわらず、あらゆる場面で個人が平等な立場で参画し、一人ひとりが選択した生き方を尊重し合う環境づくりに取り組みます。

女性活躍の推進

男女が対等な立場で仕事と家庭を両立させ、女性が職業生活において、十分に能力を発揮し、活躍できる環境づくりに取り組みます。

DV等暴力根絶の推進

DVやハラスメント等の防止に向けた意識啓発・理解促進に努めるとともに、被害者に対する相談体制と支援の充実に取り組みます。

指標



現状（令和6年度）

目標（令和12年度）

男女共同参画に関する
広報啓発の実施回数

71回/年

355回（5年間累計）

審議会・委員会等の
女性委員の割合

308人/年

1,600人
（5年間累計）

DV等防止に関する
広報啓発の累計実施回数

11回/年

70回（5年間累計）

基本目標 ④ … 誰もがいきいきと暮らせるまち

施策 ⑨ 多文化共生社会の実現

方針



日本人や外国人の区別なく、お互いの文化的な背景や習慣の違いを理解しながら、尊重し合い、暮らしやすい環境づくりを推進します。



現状と課題



- 本市では、企業・事業所の外国人労働者の受入拡大等の影響により、特定技能、技能実習、技術・人文知識・国際業務や留学などの在留資格の外国人住民が急激に増加しているため、日本での生活に慣れていない外国人住民に対して、医療情報、行政サービス、災害対策などの生活情報について「やさしい日本語」や多言語での情報提供を行っています。今後も、外国人住民にとって分かりやすい情報を提供していく必要があります。
- 外国人が地域住民として生活していく中で、言葉や制度、文化や生活習慣等の違いから、日本人住民との間で生活ルールやマナー等での摩擦や軋轢、誤解が生じることがあります。相互の文化や生活習慣等の違いについての知識や理解を深めると共に、互いを同じ地域住民の一員として認め合える関係を築くために、本市に住む日本人と外国人が交流する場を提供しています。また、外国人住民が日本語や日本で生活するうえでの必要なルール、文化、風習などを学ぶ機会を提供しています。今後も引き続き、本市に住む日本人と外国人が共に支え合って暮らすことのできる地域社会の実現のため、外国人住民の地域活動への参加と住民相互の交流促進に取り組んでいく必要があります。
- 児童・生徒の異なる文化に対する理解を深め、外国人とのコミュニケーション能力を養うため、小中学校での国際理解教育や外国語教育を推進しており、今後も、幅広い市民が外国人と身近に触れ合える機会を提供する必要があります。

主な取組



多文化共生のまちづくりの推進

異なる文化や価値観を理解し合うための仕組みや機会づくりにより、外国人住民と市民がお互いに暮らしやすい環境づくりに取り組んでいきます。

国際性を育む地域づくりの推進

学校教育や生涯学習、地域において、豊かな国際感覚を育むための取り組みを実施するとともに、友好交流都市との交流事業を通して国際性豊かな人材育成に努め、様々な国際協力活動を支援します。

指 標



現状（令和6年度）

目標（令和12年度）

多文化共生に関する
講座・催しの累計実施回数

20回/年

100回（5年間累計）

語学ボランティア登録者数

42人

48人



基本目標 ⑤ … 子どもが心豊かに育つまち

施策 ① 子どもを安心して産み、育てられる環境づくり

方針



子どもや子育てを地域全体で支え合い、安心して産み育てられる環境づくりを推進します。



現状と課題



- 家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化等により、家庭や地域における子育て機能の低下が懸念されています。こうした背景のもと、こども家庭センターを中心に、児童福祉と母子保健の一体的な対応により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制を整備します。
- 現在、本市における保育供給量は一定数確保されており、今後もこれを維持しながら保育の質の向上を図ります。また様々な保育ニーズに対応できるよう人材確保に努め、子育て家庭を支援していく必要があります。
- 一方で、留守家庭児童の居場所づくりについては、保護者の仕事と子育ての両立支援と児童の健全育成対策の両面の支援に取り組んでいく必要があります。
- 天候に関わらず安全に体を動かして遊ぶことができる遊び場の確保について検討する必要があります。

⁵⁴ 妊娠期から出産・子育て期までの様々なニーズに対し、相談や支援など総合的に対応する拠点

主な取組



保育の質の向上と子育て家庭の多様な保育ニーズへの対応

保育供給量は一定数確保されており、維持に努めます。今後民間保育所等の保育環境の向上や、よりきめ細やかな保育ニーズに対応するため、公立保育所の再編等により人材の確保に努めます。また、インクルーシブ保育の推進や、国が進める乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。

子どもと親の心身の健康の確保

安心・安全な妊娠と出産を支援し、産後は、親が子育てに関する不安や悩みなく育児ができるよう各種教室や相談、健診を実施することで、切れ目のない相談体制づくりに取り組みます。

留守家庭児童の居場所づくりの推進

待機児童解消に向けて、放課後児童クラブの整備等留守家庭児童を保育・育成する場の充実に取り組みます。

指 標



	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
産婦健康診査受診率 ^{※35}	9.6%	10.0%
子育て支援センター利用者数	30,738人/年	153,000人 (5年間累計)
医療的ケア児の受入可能な 保育施設の確保	1施設	4施設
乳児等通園支援事業（こども 誰でも通園制度）の供給量の確保	0人	30人
産放課後児童クラブ待機児童数	14人	0人

³⁵ 該当年度の受診枚数÷該当年度の配布枚数

基本目標 ⑤ … 子どもが心豊かに育つまち

施策 ② 未来を創る子どもを育む教育の推進

方針



未来を創る子どもたちが、ふるさとへの愛着と誇りを育み、社会の形成者として成長できるような教育を推進します。



現状と課題



- 小中学校では、教科「日本語」の教科書を改訂デジタル化し、教科「日本語」を核とした小中一貫教育など特色ある学校づくりを進めています。
- 子どもたちが社会の一員となることを自覚し、健やかに成長するためには、地域とともに子どもたちを育て、見守る教育環境としてコミュニティ・スクールを整備・拡充し、「地域とともにある学校」を引き続き整えていく必要があります。
- これまで、電子黒板の活用やGIGAスクール環境整備などを進めてきました。今後は、授業支援システムを活用した授業改善など、時代に合わせた効果的な教育に取り組んでいく必要があります。
- インクルーシブ教育の考えのもと、児童・生徒一人ひとりの多様性を尊重し、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが安心して共に学び、共に成長することができる教育環境づくりを進めていく必要があります。
- 市立中学校の生徒数は減少傾向にあり、今後も生徒数が減少することが見込まれることから、現在と同様に部活動を運営することは難しくなります。また、教師の部活動指導についても、働き方改革により継続することは一層難しくなります。このことから、国において推進されている中学校部活動の地域展開について取り組みを進めていく必要があります。

主な取組



特色ある学校づくりの推進

教科「日本語」の充実やICTを活用した効果的な授業、学校と家庭、地域が協働して取り組むコミュニティ・スクールの推進など各学校の創意工夫を活かした学校づくりに取り組みます。

豊かな心・健全な体を育む教育の推進

「いのち」を尊重し、思いやりある豊かな心、健全な体を育む「心の教育」に取り組みます。また、いじめや不登校の対応、配慮が必要な子どもたちへの支援など、すべての子どもたちが安心して学び、成長できる体制づくりに取り組みます。

中学校の部活動改革の推進

子どもたちが希望するスポーツ・文化芸術活動に参加し、親しみ、また、様々な体験をする機会を確保するため、これまでの学校単位での取り組みから、学校を含めた地域社会全体の取り組みとなるよう、国、県の方針及びガイドライン等を踏まえ、新たなスポーツ・文化芸術活動環境の構築を推進します。

指 標



現状（令和6年度）

目標（令和12年度）

学力向上に資する研究 授業の取り組み数	220件/年	1,000件 (5年間累計)
体力向上に向けた活動 の取り組み数	14活動/年	60活動 (5年間累計)
コミュニティ・スクール（学校運営 協議会）として行う行事数	60行事/年	300行事 (5年間累計)
不登校児童・生徒の保護者に 対する支援に関する情報提供数	6回/年	30回 (5年間累計)

基本目標 ⑤ … 子どもが心豊かに育つまち

施策 ③ 安全で安心して学べる教育環境づくり

方針



子どもたちが、明るく豊かな心で、楽しく学校に通えるよう、安全で安心して学べる教育環境づくりを推進します。



現状と課題



- 子どもたちが安全で安心して学ぶことができる環境を整えるため、老朽化が進む学校施設の改修等を行っていますが、今後も引き続き学校施設の計画的な改修等に組み込んでいく必要があります。
- インクルーシブ教育の考えのもと、児童・生徒一人ひとりの多様性を尊重し、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが安心して共に学び、共に成長することができる教育環境づくりを進めていく必要があります。

主な取組



安全・安心な教育環境づくりの推進

老朽化への対応と児童・生徒数に応じた快適な学校施設の計画的な改修・整備に取り組みます。また、すべての子どもたちが安心して学び、成長できる環境整備とICT等の活用に向けた教育環境の整備に取り組みます。

指 標



現状（令和6年度）

目標（令和12年度）

建築後又は大規模改造事業実施後
30年以上経過した学校数

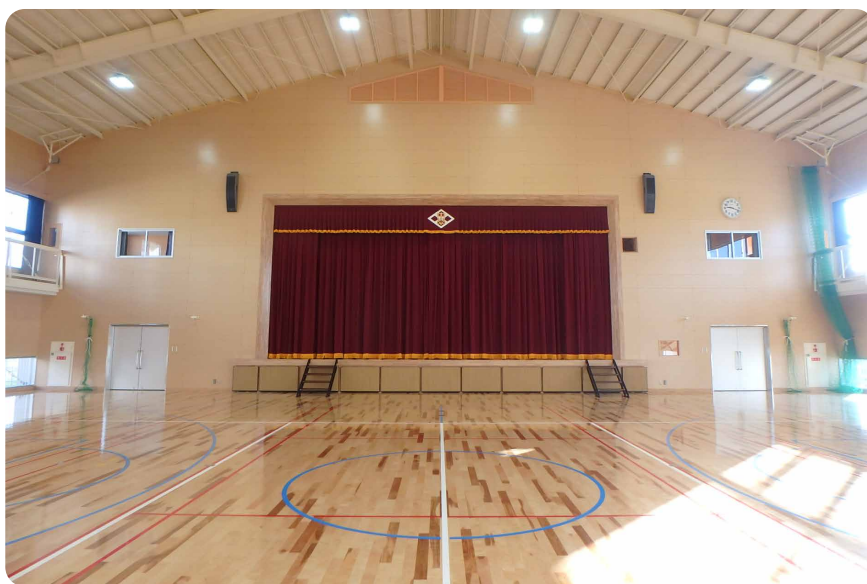
2校

1校

エレベータ設置小中学校数

3校

5校



基本目標 ⑤ … 子どもが心豊かに育つまち

施策 ④ 青少年の心豊かな育みの推進

方針



地域とともに、様々な体験を通じて青少年の健全育成を推進します。



現状と課題



- 地域における青少年育成活動への支援と地域や学校と連携した様々な体験活動や交流を引き続き取り組んでいくとともに、子どもたちが社会の一員となることを自覚し、他人を思いやる心を身に付けながら、健やかに成長するためには、地域とともに子どもたちを育て、見守る環境を整えていく必要があります。
- 子どもや若者が安心して過ごし、様々な学びや体験、遊びの機会を得ることができるよう、施設の活用や、体験活動、オンラインなどを含めた多様な場所づくりなどが求められています。子どもや若者の視点を取り入れながら、子どもの居場所づくりに取り組む必要があります。

主な取組



青少年の健全育成の推進

地域とともに子どもたちを育み、見守りながら、子どもたちに多様な体験機会を提供することで、子どもたちの健全な育成に取り組みます。

子どもの居場所づくり

子どもや若者が安心して過ごすことができ、様々な学びや体験、遊びの機会を得ることのできる、子どもの居場所づくりに取り組みます。

指 標



現状（令和6年度）

目標（令和12年度）

放課後子ども教室の講座数
及び参加者数^{※36}

780教室/年
6,742人/年

3,600教室（5年間累計）
31,500人（5年間累計）



³⁵ 講座数及び参加者数については、鳥栖まちづくり推進センターの建替、鳥栖北まちづくり推進センターの改修等、施設で講座が開催できない期間が生じることによる影響を含めた目標値。

基本目標 ⑥ … 活力と賑わいにあふれるまち

施策 ① 農林業の振興

方針



担い手育成や生産環境の保全、収益力の向上により、持続可能な農林業の振興を推進します。



現状と課題



- 産業団地の整備などにより農地面積が減少していく中、農業収益の向上に向けて農地集積や作業効率化など農業経営の改善に意欲のある認定農業者や新たな担い手の支援に取り組んでいく必要があります。米・麦・大豆が主要な農作物であることから農地集積を積極的に進める農業者及びキャベツ・パレイショ等の高収益作物への転換を図る農業者を支援していく必要があります。
- 少ない農地面積で収益の高いアスパラガスやイチゴ等の施設野菜は、専門的な知識や技術の習得を要するため、意欲のある就農希望者に対して研修から経営安定までの支援を行っていく必要があります。
- 農業者が農地の集積・集約や園芸団地など生産性の高い農業の実現を目指すため、地域計画の見直しを行っていく必要があります。
- 農業者の高齢化や担い手不足が進んでいる中、農用地を維持していくために、多様な担い手の確保や農業法人を支援していく必要があります。
- 鳥獣等や異常気象の影響による農業被害のリスクが高まっていることから、生産環境を保全する取り組みを行っていく必要があります。
- 本市の森林の約半分を占める私有の森林の適切な経営管理は、自然環境の保全とともに水源涵養、災害防止において重要であることから、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度を推進していく必要があります。

主な取組



農業経営の改善に意欲のある農業者への支援

農地面積が減少していく中、収益の高い露地野菜や施設野菜などの作付けに取り組む農業者を支援します。

森林の適切な経営管理の推進

森林所有者自らが経営管理ができない森林について、森林環境譲与税を活用して、森林整備を推進します。

指標



現状（令和6年度）

目標（令和12年度）

露地野菜・施設野菜の面積

110ha

140ha

森林環境譲与税を活用した
間伐の面積

10ha

70ha

基本目標 ⑥ … 活力と賑わいにあふれるまち

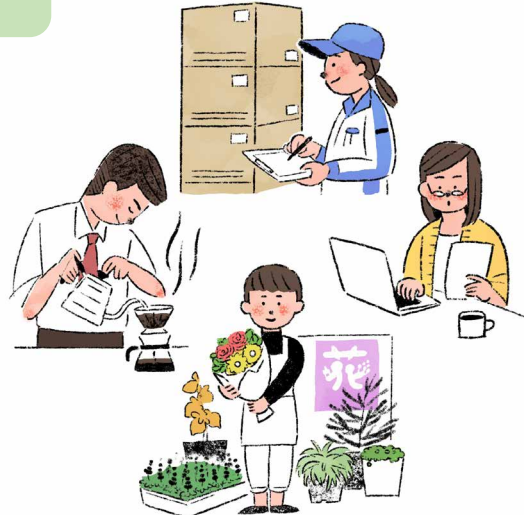
施策 ② 商工業の振興

方針



市内で活動する商工業者が、健全かつ活発に企業活動を行えるよう、地域産業の活性化を推進します。

現状と課題



- 本市は、九州の交通の要衝である特性を活かし、市制施行以来、積極的に企業誘致に取り組んでいます。しかし、企業立地が堅調に推移してきた一方で、その受け皿となる産業用地やオフィススペースが不足しており、また、既に市内に立地する企業の建替や再投資に伴う市外への流出防止も重要な課題となっています。企業の進出や再投資の時期を逃さないよう、産業団地やオフィススペースの整備及び検討に加え、市内企業の再投資における支援の拡充や増設の促進など、現状に合った支援策を講じていく必要があります。
- 働き方改革の推進や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を契機に、多くの企業でテレワークや時差通勤が導入されるなど、労働者をとりまく環境は変化してきています。また、労働力不足も顕在化してきており、社会構造が変化する中で、多様な人材が活躍できる就業機会を確保していく必要があります。
- 本市では、創業しやすい環境をつくるため、鳥栖市産業支援相談室を開設しており、今後も引き続き創業支援に取り組んでいくとともに、安定して事業を継続していくためのアフターフォローも充実させていく必要があります。また、地場企業が健全に経営できるよう、小口資金融資や経営指導などの支援を行っていますが、社会情勢の影響を大きく受けやすいため、景況に応じた適切な措置を講じていく必要があります。
- 市民の買い物などに係るニーズは変化しており、魅力ある商店街となるよう、開催されるイベントが「一過性の集客」から「各店舗を知ってもらう機会づくり」につながっていくように関係機関と連携していく必要があります。

主な取組



企業誘致の推進

雇用の受皿となる産業団地の検討・整備や企業ニーズを踏まえた再投資・増設に対する支援など、企業誘致の推進に取り組みます。

多様な就業機会の確保

働き方改革の推進や労働力不足の顕在化に対応するため、関係機関と連携しながら多様な就業機会の確保に取り組みます。

創業と経営基盤強化への支援の充実

市内で創業しやすい環境をつくるとともに、創業者へのアフターフォローの充実に取り組みます。また、金融機関等との連携による融資制度の充実、経営革新や人材の育成に対する必要な支援を行います。

中心商店街の活性化

多様化する消費形態やニーズに対応するため、商店街、商工団体、行政等で連携しながらその方向性を検討します。また、各種イベントの支援や商店街における情報発信等の支援に引き続き取り組みます。

指標



	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
立地企業の新規雇用者数 ^{※37}	710人	1,420人
進出協定件数	216社	222社
中心商店街の空き店舗比率 ^{※38}	9.7%	8.0%
創業支援件数	264件/年	1,500件（5年間累計）
中小企業者への小口融資件数	58件/年	100件/年

³⁷ 令和元年度からの累計人数

³⁸ 空き店舗数÷調査全店舗数×100 ※中心商店街（本通筋商店街、大正町商店街、駅西商店街）

基本目標 ⑥ … 活力と賑わいにあふれるまち

施策 ③ 観光の振興

方針



地域資源を生かした観光スタイルの確立と効果的な情報発信を推進することで、交流人口の拡大につなげます。



現状と課題



- 鳥栖プレミアム・アウトレットという大規模集客施設や、中富記念くすり博物館・佐賀競馬場といった九州域内で唯一無二の施設を有しています。本市の地理的優位性を活かし、またこれらの目玉となりうる施設を核として本市へ長く滞在いただけるよう、工夫が必要です。
- あらゆる世代を惹きつけ楽しめる魅力あるイベントの開催支援や、大規模なスポーツ大会の誘致など、まちを盛り上げる多彩な催事を増やすことにより、さらなる交流人口の拡大を目指す必要があります。

主な取組



観光資源・観光基盤の整備

時代の変化による観光ニーズの変化にも対応する観光資源を整備します。また、観光地として魅力を向上させるためにも、必要な観光資源の基盤整備と運営管理に取り組みます。

観光スタイルの確立と観光情報発信の推進

市内に点在する観光資源を巡る仕掛けづくりと、滞在を楽しめるプログラムの充実に取り組みます。また、観光の集客力を向上させるためにも、必要な観光資源の基盤整備と運営管理に取り組みます。

交流人口の拡大

多様化する観光ニーズに対応するため、ターゲット別に様々な媒体を使い、効果的で訴求力のある情報発信に取り組みます。

指標



現状(令和6年度)

目標(令和12年度)

観光施設・イベント等の集客数
(括弧書きは民間の観光施設を除いた集客数)

5,183,996人/年
(803,677人/年)

7,000,000人/年
(980,000人/年)

九州大会規模以上のイベント開催件数

5件/年

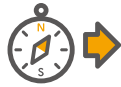
12件/年



基本目標 ⑥ … 活力と賑わいにあふれるまち

施策 ④ スポーツの振興

方針



市民一人ひとりが身近なところでスポーツに親しめる環境づくりを推進します。



現状と課題



- スポーツには、「する」スポーツ、「見る」スポーツ、「支える」スポーツと、多様な関わり方があり、日々の生活に活力と潤いを与えてくれるスポーツの持つ力は、まちづくりにおいてもその重要性が増しているところです。各々の関心、適性、ライフステージ等に応じて、スポーツ活動に取り組んだり、本市をホームタウンとするサガン鳥栖やSAGA久光スプリングスのプロスポーツをはじめとして、日常的にスポーツを観戦したり、支援したりする機会の充実に取り組んでいく必要があります。
- 市民が気軽に運動に取り組み、子どもが思い切り体を動かせる場所など、いつでもスポーツに親しめる環境の充実に取り組む必要があります。

主な取組



スポーツの振興「する」、
「見る」、「支える」の充実

生涯スポーツの普及や健康・体力づくり、各種スポーツイベントの開催や市のシンボルとなるプロスポーツチームの支援など、いつでもスポーツに親しめる機会の充実に取り組みます。

また、体育施設の安全性、利便性、機能性の向上と関係機関と連携した各種スポーツ団体の担い手育成・確保に取り組みます。

指 標



現状（令和6年）

目標（令和12年度）

体育施設利用者数^{※39}

608,735人/年
(412,911人/年)

710,000人/年
(430,000人/年)



³⁹ 体育施設利用者数はサロンパス®アリーナ利用者数を含む。括弧書きは鳥栖スタジアムにおける観客数を除いた利用者数。

基本目標 ⑥ … 活力と賑わいにあふれるまち

施策 ⑤ 文化芸術の振興

方針



市民一人ひとりが身近なところで優れた文化芸術活動に親しめる環境づくりと文化芸術活動の支援を推進します。



現状と課題



- 優れた文化芸術に触れることは、豊かな感性と新たな創造性を育むことにつながるとともに、心豊かで健やかな生活の礎にもなります。改めて、文化芸術の重要性が再認識される中、市民が身近なところで文化芸術に親しめる機会の創出に取り組んでいく必要があります。
- 市内の文化活動団体においては担い手の高齢化が進んでおり、文化芸術の継承のためにも、若い世代の育成に取り組んでいく必要があります。

主な取組



文化芸術活動の振興と担い手育成

魅力ある演劇や音楽等の招致、アウトリーチ（訪問演奏等）などにより優れた文化芸術に触れる機会の創出と文化施設の安全性、利便性、機能性の向上に取り組めます。

指 標



現状（令和6年度）

目標（令和12年度）

アウトリーチ実施回数

42回/年

50回/年

文化施設利用者数

75,124人/年

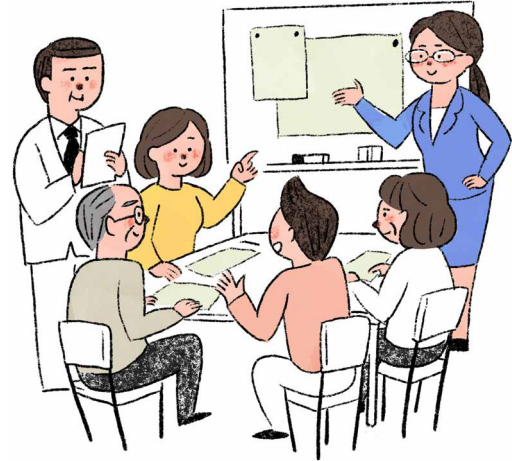
76,000人/年

① 協働のまちづくり

方向性

「私たちの好きなまちは私たちでつくろう」を合言葉に本市に関わるあらゆる人々がお互いを理解・尊重し、まちづくりの担い手として、まちづくりを進めます。

まちにかかわる市民がそれぞれ考え、実践し、知恵を出し合い、共に汗をかき、それぞれの役割を果たしながらまちづくりを進めるために、幅広い市民ニーズを的確に把握するとともに、多様な主体が互いに協力しながらまちづくりに関わることができる環境づくりを推進します。



現状と課題

- 各地区のまちづくり推進協議会が中心となり、まちづくり推進センターを拠点として、地域の課題に応じた様々な活動を展開し、地域の一体感や世代を超えた住民同士の交流が少しずつ深まってきています。一方で、多種多様化する幅広い住民ニーズを把握し、対応していくためには、行政と市民や地域との連携が重要であり、それぞれの役割を明確化するとともに、市民の方々が行政の取組をはじめとした各種情報を共有できる環境づくりに取り組み、行政サービスや行政施策に対する意見や提案を行う機会を一層充実させることも必要となっています。
- 市民活動団体数の増加や市民協働・活動に対する市民意識の高まりは見られるものの、まちづくり推進協議会をはじめ、地域を支える団体や組織では、担い手の固定化や高齢化が進んでおり、今後も担い手や人材不足が懸念されます。市は、市と市民活動団体や関係団体間のネットワークをさらに深めていくために、今後も引き続き相互の連携の強化を図り、市民活動団体等が継続して活動することができる環境を整えていく必要があります。

具体的な考え方

行政情報の共有化と市民の声を聴く機会の充実

行政情報を分かりやすく、的確に発信するために、市報やHP、SNSなどの様々な媒体を活用して広報活動に取り組みます。発信にあたり、より多くの市民に市政に関心を持ってもらえるよう工夫します。

また、市民のニーズ等を幅広く把握し、市政への反映に努めるため、意見・提案をすることのできる機会の充実に取り組みます。

市民協働のまちづくりの推進

地域課題の解決と、より主体的なまちづくり活動の推進に向けて、まちづくり推進協議会と更なる連携を図っていきます。また、市民相互・市民と行政との協働によるまちづくりの推進のため、市民活動団体等の育成・支援の拠点となる、とす市民活動センターと連携し、市民活動の活性化に取り組みます。



② 効果的・効率的な行政運営の推進

方向性

社会環境の変化に柔軟に対応し、効果的・効率的な行政運営を推進します。また、職員一人ひとりが高い倫理観を持ち、社会的責任を自覚した行動を実践し、質の高い行政サービスの提供を行います。



現状と課題

- ・ 労働者人口の減少に伴い、人的リソースが不足していくなかで、業務の自動化を進めていく必要があります。
- ・ 多様化する市民ニーズなどへの対応は、組織横断的な課題となることが多く、それらに対して柔軟に対応できる行政運営の確立が求められています。
- ・ デジタル技術の飛躍的な発展は、企業活動のみならず、行政や教育、市民生活にまで影響を与えており、本市においてもデジタル技術を活用することで、行政サービスの向上、教育環境の充実、行政運営の効率化などに継続して取り組んでいく必要があります。
- ・ 市民の生活圈や経済圏は市町村の行政区域を越えており、様々な分野において、市民の利便性向上の面からも広域的な行政間での連携が重要になっています。

具体的な考え方

行政改革の推進

民間活力等を活用するとともに、組織の活性化、人材の確保・育成、各施策の分析と検証を行うことで、より効果的・効率的な行政運営を推進し、及び引き続き情報公開に取り組むことで、社会環境の変化に対し柔軟に対応できる行政運営を構築します。

デジタル技術を活用した行政サービス等の向上

デジタル技術を活用することで行政サービスの向上と行政運営の効率化に取り組みます。

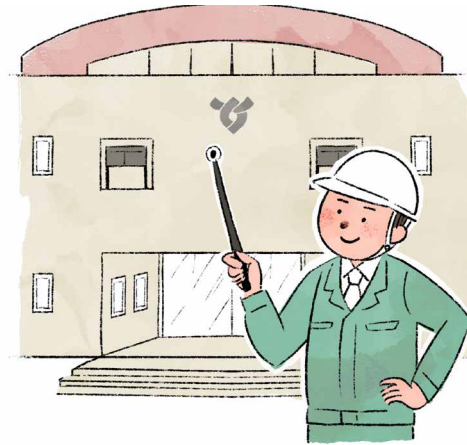
広域連携の推進

行政境を越えた住民同士が様々な分野で交流を図るとともに、広域的な連携を進めることで、相互にとって効果的・効率的な行政運営に取り組みます。

③ 持続可能な財政運営の推進

方向性

将来にわたって持続可能な財政運営を推進します。



現状と課題

- 少子高齢化等の進行による社会保障関係経費の増大、頻発化・激甚化する豪雨等による自然災害に加え、公共施設等の社会基盤施設の老朽化など多様化する行政需要や社会環境の変化に対応するためには、将来を見据え、安定した財政基盤を確立し、財政の健全性を維持していく必要があります。

具体的な考え方

適正な財政運営の推進

多様化する行政需要と社会環境の変化などに対応しつつ、次代に過度の負担を強いることがないように、財政負担の平準化や地方債の適正管理に取り組みます。

安定した財源の確保と財産の適正管理

目的や用途の周知・理解を踏まえて市税の収納率向上に取り組みます。また、自主財源の確保の検討、公有財産の適正管理と有効活用を図ります。

公共施設等総合管理計画の推進

公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点に立って、公共施設等の更新・長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を平準化・軽減するとともに、公共施設等の最適な配置に取り組みます。

鳥栖市の将来都市像「住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち 鳥栖-“鳥栖スタイル”の深化-」の実現に向け、将来の望ましい都市像を明確にするため、土地利用計画を定めます。

土地利用計画は、鳥栖市都市計画マスタープラン、鳥栖市農業振興地域整備計画の上位計画とし、自然環境や都市基盤の整備状況等を総合的に考慮し、均衡と調和のとれた将来の土地利用のゾーニングを示すものです。

土地利用に関する方針

環境保全 ゾーン

河内防災ダムや御手洗の滝、九千部山等の豊かな自然環境を保全するとともに、勝尾城筑紫氏遺跡等の歴史的資源を活かし、**市民の憩いの場の充実**に努めます。

また、山林が有する良好な景観の形成、急傾斜地等における土砂災害の防止、水源涵養等の多様な**公益的機能の維持・向上**に努めます。

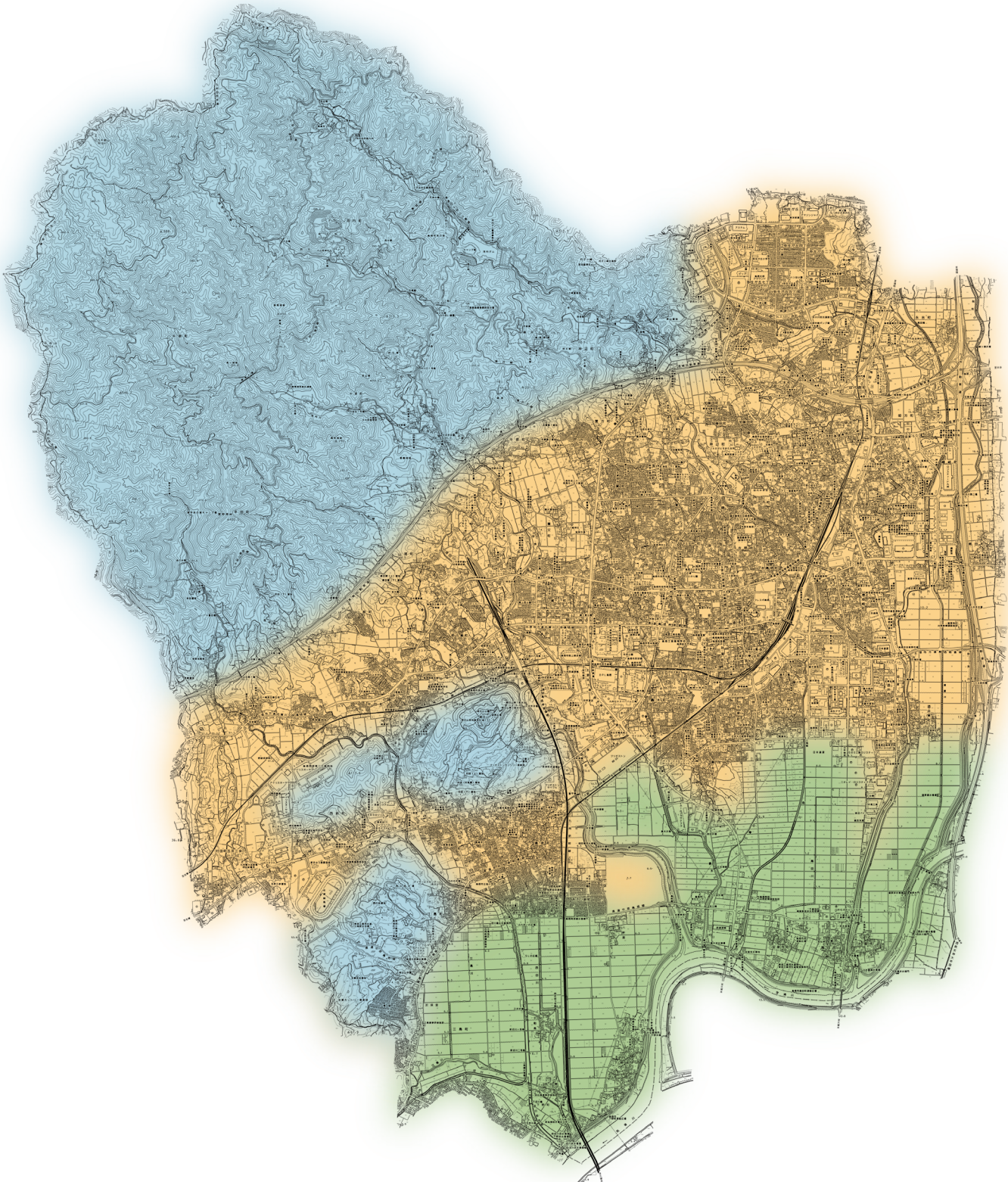
市街地 ゾーン

整備された都市基盤を活かし、地域特性に応じた良好な住宅地や、にぎわい・観光・広域交流の拠点となる商業地、交通利便性を活かした工業地の形成に努めます。

また、拠点性の高さを活かした都市的土地利用への転換を図り、**便利で快適な魅力ある新市街地の形成**を目指します。

農業振興 ゾーン

優良農地の公益的機能と環境空間を保全するとともに、産業として安定した農業経営を実現するため、**高収益作物の作付面積の拡大を行うことで農業振興**を目指します。



土地利用計画図は、市としての土地利用の考え方や方向性を示すものであり、関係法令等に基づく土地利用規制について、新たな規制や緩和を行うものではありません。

資料

Document

第7次鳥栖市総合計画後期基本計画審議会委員名簿

区分	氏名	団体名	備考	
学識を有する者	戸田 順一郎	西南学院大学商、鳥栖市教育委員 (兼教育団体代表)	会長	
市民・団体の代表者	観光団体	中村 涼子	鳥栖商工センター	
	商工団体	田中 久雄	鳥栖商工会議所	
	市民活動団体 / 福祉団体	芹田 洋志	NPO法人しょうがい生活支援の会 すみか	
	区長代表	鈴木 正美	鳥栖市区長連合会	副会長
	子育て団体	平井 都	鳥栖市子育て支援総合コーディネーター	
	国際交流・ 協力団体	山本 宏太郎	学校法人弘道国際学園	
	市民代表	森岡 大翔	公募	
	男女共同 参画団体	佐伯 美由紀	とす男女共同参画市民実行委員会	
	金融機関	北島 康史	鳥栖金融協会（佐賀銀行鳥栖支店）	
労働団体	永石 亀	連合佐賀東部地域協議会		

第7次鳥栖市総合計画後期基本計画の策定についての答申に際して

第7次鳥栖市総合計画後期基本計画の策定にあたり、昨年9月に本審議会に諮問いただいてから今日まで、3回の審議会において、それぞれの委員がそれぞれの立場や経験をもとに、限られた時間の中で議論してまいりました。

本審議会では、第7次鳥栖市総合計画の示す将来都市像や基本目標を実現するため、基本目標の各種施策を体系化し、具体的に示した「基本計画」について、前期基本計画の評価や中高生を始めとする多様な主体からいただいた意見の反映、将来的な土地利用の方針を示す土地利用計画の策定及び基本目標に位置付ける各種施策の内容や指標等に対して、慎重に審議を重ねてきたところです。

今後、第7次鳥栖市総合計画後期基本計画（案）として、鳥栖市議会への提案、議決を経て、正式に第7次鳥栖市総合計画後期基本計画となりますが、鳥栖市におかれましては責任を持って計画を推進していただくとともに、今後、想定しえない社会環境の変化等が起こったときには、本計画の見直し等、柔軟に対応していただければと思っております。

そして、本審議会委員はもちろんのこと、市民の方々もまちづくりの一員として積極的に関わっていくことを切に願っております。

それでは、鳥栖市総合計画審議会条例第1条の規定により、令和7年9月2日付け鳥政第5120号をもって諮問された第7次鳥栖市総合計画後期基本計画の策定については、当審議会において審議の結果、別冊のとおり第7次鳥栖市総合計画後期基本計画（案）として答申いたします。

令和8年2月18日
鳥栖市総合計画審議会 会長
戸田 順一郎

第7次鳥栖市総合計画後期基本計画審査特別委員会委員名簿

(定数9人・年齢順)

氏名	会派
中川原 豊志	自民クラブ
○ 飛松 妙子	公明党
上村 典子	自民クラブ
◎ 伊藤 克也	新風クラブ
松隈 清之	自民クラブ
和田 晴美	新風クラブ
緒方 俊之	自民クラブ
牧瀬 昭子	彩りの会
野下 泰弘	市民ねっと

◎ = 委員長 ○ = 副委員長

【委員長報告】

ただいま議題となりました、議案甲第19号「第7次鳥栖市総合計画後期基本計画の策定について」、第7次鳥栖市総合計画後期基本計画審査特別委員会での審査の結果と審議の主なものをご報告申し上げます。

本議案につきましては、令和8年度から5年間の本市のまちづくりの指針となる第7次鳥栖市総合計画後期基本計画を策定するものであり、鳥栖市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定に基づき、市議会の議決を求めるため提案されたものであります。

議案甲第19号につきましては、本委員会として慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決した次第であります。

以下、審議の主なものについて申し上げます。

各委員から、「危険性の高い交差点等における対応箇所数について、今後、どのような対策を行うのか。」の質疑があり、執行部から「路肩の整備のほかガードレールやカーブミラーの設置など、交通安全に資する方法を検討し実施していきたい。」との答弁があったところであります。

また、「市街化区域の人口密度を目標に設定した根拠は。」の質疑があり、執行部から「鳥栖市都市計画マスタープランや鳥栖市立地適正化計画の考え方をベースに、都市計画基礎調査の数値から目標を設定している。」との答弁があったところであります。

さらに、「土地利用計画の内容に沿って、鳥栖市都市計画マスタープランや鳥栖市農業振興地域整備計画を改定されるのか。」の質疑があり、執行部から「土地利用計画は、市の土地利用の考え方を示すものであり、直ちに鳥栖市都市計画マスタープランや鳥栖市農業振興地域整備計画に反映するものではないが、改定にあたっては、上位計画として土地利用計画の考え方を考慮するものとしている。」との答弁があったところであります。

その他、各委員から

- 九州大会規模以上のイベント開催件数に関し、大会規模の基準について
- 基本目標を推進するにあたっての考え方に関する指標について
- 市民公園利用者数の目標値の算出根拠について
- 市営住宅浴室給湯設備設置戸数の目標値に対する考え方について
- 市民活動団体と市の連携、今後の取り組みについて
- 休日や夜間における小児救急医療機関の目標値について
- 自主防災組織を結成している割合にかかる脚注「全行政区数」について
- 人権の定義について
- 社会教育と生涯学習の考え方について
- 多文化共生に関する講座・催しの累計実施回数に関する目標値の考え方について
- 若者の居場所づくりに関する考え方について
- 審議会・委員会等の女性委員の人数に関する目標値の考え方について

- 都市計画道路3路線の各々の整備率について
- 放課後子ども教室の講座数及び参加者数の目標値の考え方について
などの質疑があり、執行部からそれぞれ説明をうけたところであります。

また、総括において、各委員から

- 総合計画で市が目指す姿に対する指標の在り方について
 - 第8次鳥栖市総合計画の策定に向けた、計画をより良くするための検討について
 - 市民に伝わる計画づくりについて
 - パブリックコメントの意見がなかったことに対する検証について
 - 今後5年間の国の動向に対する市の姿勢について
- 意見があったところであります。

以上、ご報告といたします。

令和8年3月11日

第7次鳥栖市総合計画後期基本計画審査特別委員会委員長

伊藤 克也

多様な意見の反映

意見聴取の場とその概要

後期基本計画の策定にあたっては、有識者からなる総合計画審議会を始め、若者を中心に多様な意見聴取の場を設けました。

これらの場でいただいた意見を取り纏め、計画に反映しました。

意見聴取の場 (実施時期)	概要
市民満足度調査 (令和5年)	令和5年10月～11月に2,000件のアンケート調査を実施しました(回答909件)
さがみらい発見塾 (令和5年～6年)	佐賀新聞社と連携し、3高校13名から「TOSUを未来へトス」～飛躍する鳥の栖(すみか)～をテーマに提案を受けました
市長と中学生との意見交換 (令和7年10月)	「5年後、どんな鳥栖市になってほしい?」をテーマに、4校59名と意見交換を実施しました
総合計画審議会 (令和7年9月、11月)	産官学金、子育て、男女協働、外国人、若者など、多様な委員から意見を頂きました
議会全体勉強会 (令和8年1月)	議員の皆様から意見を頂きました
パブリックコメント (令和8年1月～2月)	市民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました
議案提出 (令和8年3月議会)	鳥栖市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号(基本計画)の規定に基づき提案し、議決されました



市長と中学生との意見交換



総合計画審議会



7th TOSU city
master plan

